

補助金って
あるのかな？

補助制度・事業を活用しましょう！

空き家の活用を支援するため、改修などにかかった費用の一部を補助する制度があります。
利用に当たっては、要件等がありますので、事前に申請・相談窓口へお問い合わせください。

※令和4年4月1日時点の内容です。

PART

1

三原市空き家改修等支援事業補助金
家財整理費補助

家財整理後に空き家バンク物件として売却・賃貸・無償譲渡を行う方に対して、空き家の家財道具搬出処分、ハウスクリーニング、家財運搬用トラックのリース等にかかる費用の一部を補助します。



中山間地域	補助金額	上限
対象経費の2/3以内		20万円
中山間地域以外	補助金額	上限
対象経費の1/2以内		5万円

申請・相談窓口

三原市 地域企画課 ☎0848-67-6011

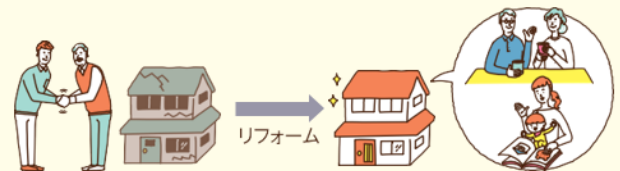
PART

2

三原市空き家改修等支援事業補助金
改修費補助

市外から本市に定住の意思を持って移住しようとする方又は既に空き家バンク物件を利用して居住している方を対象に居住部分の機能回復のための修繕工事又は設備改善のための改修工事費用を一部補助します。

※空き家バンク物件を購入された場合、契約成立後6ヶ月経過しない方
※賃借している場合、所有者に改修に関して書面で同意が得られている方



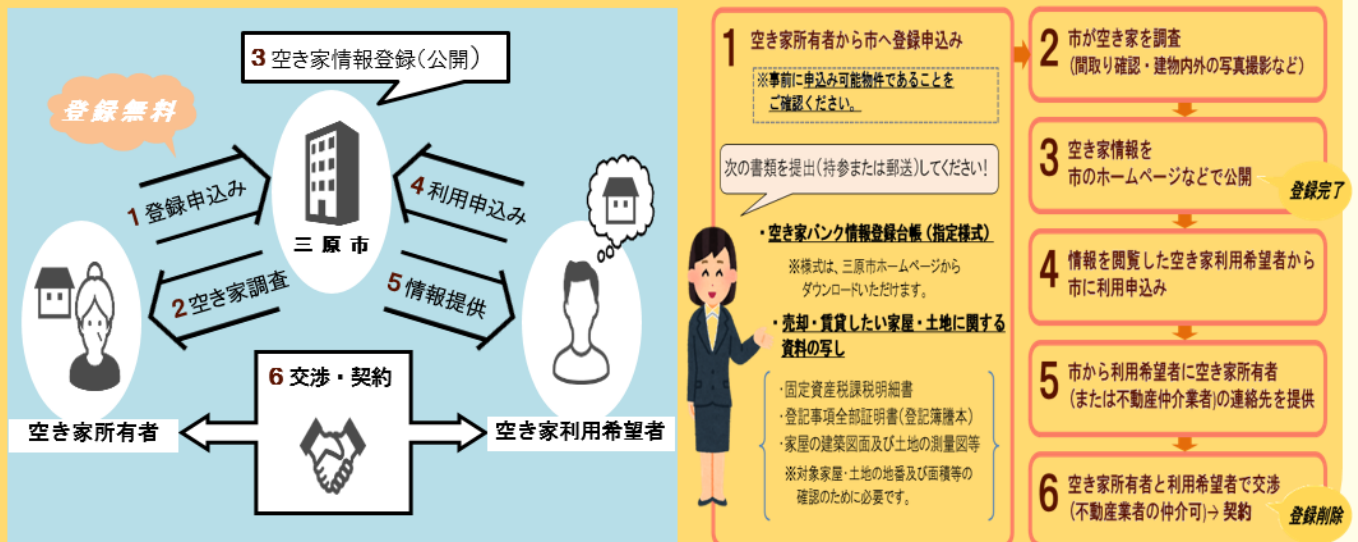
補助金額	上限
対象経費の1/2以内	30万円

申請・相談窓口

三原市 地域企画課 ☎0848-67-6011

空き家の活用（売却・賃貸）をお考えの方へ
空き家バンクを利用しませんか？

三原市内の空き家を所有する方の申込みにより空き家の情報を登録し、空き家の利用を希望する方に紹介する制度です。不動産業者に売買等の仲介を依頼している物件も登録できます。



PART

3 空き家活用モデル支援事業

地域活性化のために、市内の空き家の新しい活用方法を提案し、先進的な空き家の活用モデルとして選ばれた方には、事業を実現するために空き家を改修する費用の一部を補助します。

※対象となる建築物及び申請者には該当の条件があり、事業の申請前に「参加表明書」の提出が必要となります。



補助金額 上限
対象経費の2/3 **300**万円

申請・相談窓口

PART

4 老朽危険空き家除却補助事業

市内で「老朽危険空き家」の認定を受けた住宅を除却する所有者等に除却費用の一部を補助します。

※解体事業者は、市内に本店、支店等事業所を有する事業者に限ります。

壊さないと
危険な空き家
が対象なんだ



補助金額 上限
対象経費の4/5 **50**万円

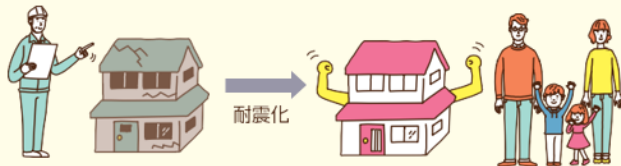
三原市 建築課 ☎0848-67-6187

PART

5 木造住宅の耐震診断，
木造住宅の耐震改修補助事業

一定要件を満たす木造住宅の耐震診断を1万円負担頂いた上で三原市が実施します。また、一定要件を満たす木造住宅の耐震改修費用の一部を補助します。

耐震診断
自己負担を1万円として三原市が実施



全体耐震改修工事
補助率 1/2 上限 **100**万円/戸
部分耐震改修工事
補助率 1/2 上限 **40**万円/戸
耐震シェルター等設置工事
補助率 1/2 上限 **20**万円/戸

※補助対象となる建築物及びブロック塀には、該当条件があります。詳しくはホームページ等でご確認ください。

申請・相談窓口

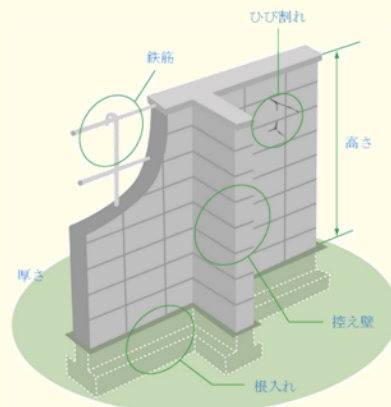
PART

6 ブロック塀等の安全確保事業

避難路に面する危険なブロック塀等の除却・建替えに要する費用の一部を補助します。

ブロック塀 除却
上限 **15**万円/戸

ブロック塀 建替
上限 **30**万円/戸



三原市 建築指導課 ☎0848-67-6122